

貴布祢神社について

—貴布祢神社の賀茂撰社化を中心に—

賀茂社と貴布祢社との関係について、北畠親房は、その著『二十一社記』に「貴布祢社、賀茂ノ撰社也」と記しています。

また、洞院公賢の日記『園大曆』の正和四年（二二五）五月二十一日の条、丹生・貴布祢両社奉幣使発遣の段に「貴布祢、賀茂ノ末社タリ」とあります。

これらのことから、中世、賀茂社と貴布祢社との関係は、賀茂社の「撰社」

あるいは「末社」が貴布祢社であるとされていたことが知られます。

貴布祢社の創建についての星野恒氏の説について再検討してみましょう。

星野氏は「賀茂貴布祢争訟始末」(『史学雑誌』二十五―四)のなかで、貴布

祢社の創建について、

「古者帝都の大和に在るや、請雨止雨の祈あるごとに、丹生川上神社に奉幣

せられしが、桓武天皇都を平安に奠め給へるに及び、同社は国を異にするを

以て、更に貴布祢神社を創め、丹生川上神社と同じく之を祭られたり。其創

始は嵯峨天皇弘仁九年に在るが如し。何んとなれば平安奠都以後、国史に祈

雨・止雨の奉幣を記するに、弘仁八年(八一七)までは、曾て貴布祢神社奉

幣の事を載せず、九年(八一八)以後始めてこれあり」

と記されています。

すなわち、六国史上の初出である弘仁九年(八一八)を、貴布祢社創建年代

に当てられたのであります。

その論拠となった六国史における祈雨止雨奉幣についてみると、奈良時代では丹生社のみとされていて、貴布祢社に祈雨止雨奉幣はありませんでした。

平安時代になってから丹生・貴布祢両社に祈雨止雨奉幣となりました。

その変遷の時期について、平安初期の祈雨止雨奉幣記事をみてみましょう。

延暦二十二年(八〇三)六月「幣ヲ丹生ニ奉ル。霖雨ヲ止メンガ為也」

(『日本紀略』)

延暦二十四年(八〇四)七月「幣ヲ畿内名神ニ奉リテ雨ヲ折ル」

(『日本後紀』)

大同三年(八〇八)五月「黒馬ヲ丹生川上雨師神ニ奉ル。祈雨ヲ以テ也」

(『日本後紀』)

(『日本後紀』)

大同四年(八〇九)五月「幣ヲ松尾・賀茂別雷等ノ社ニ奉ル。霖雨ヲ止メン

ガ為也」

同年六月「幣ヲ吉野丹生川上雨師神ニ奉ル。雨ヲ折ル也」

(『日本紀略』)

弘仁元年(八一〇)五月「使ヲ遣シテ幣ヲ大和国吉野郡丹生川上雨師神ニ奉

ル。霖雨、日ヲ経ルヲ以テ也」

(『日本紀略』)

とみられる祈雨止雨奉幣記事に貴布祢社のごとが記されています。

ところが弘仁九年(八一八)になると、五月辛卯の条に、

「山城国愛宕郡貴布祢神ヲ大社ト為ス」

(『日本紀略』)

六月癸酉の条に、

「山城国愛宕郡貴布祢神ニ従五位下ヲ授ケ奉ル」

(『日本紀略』)

とあるとともに、七月丙申の条に、

「使ヲ山城國貴布祢神社・大和國室生山上菴穴等ノ処ニ遣テ。雨ヲ折ル也」

〔日本紀略〕

と記され、貴布祢神社祈雨記事が出現いたします。

これより後、折雨止雨の奉幣に預かること、丹生と同様となります。

このことをもとに、星野氏は貴布祢社の創建を平安遷都後とし、弘仁九年

(八一八)創建説を提唱されたのです。

ここで疑問とすべきは、現存『日本後紀』の散逸部分を『日本紀略』が完全

に補っているといえるのであるかどうかということです。

『続群書類従』所収『神階記』は、

「大部分六国史に拠つて記された室町末期ごろの書」

〔群書類題〕

とされているのですが、同書のなかに、

「嵯峨天皇弘仁六年(八一五)貴布祢神ニ從五位下ヲ授ク。十年(八一九)

は、弘仁十年(八一九)に授けられたと『神階記』が記す阿蘇神の神階と一致
します。

したがって『日本後紀』の逸文である可能性が高いと思われれます。

ところが、この記事の前半は信頼できません。

『神階記』は、全般的にいつて授位のことがあった場合、年と月とを記して

いますが、このみ「弘仁六年」とあつて年を記して月を記していません。

そうすると、この「六年」は「九年六月」の誤写ではなかったかという疑問

が生じてきます。

すなわち『日本紀略』弘仁九年六月癸酉の条に、同じ從五位下奉授について、

「山城國愛宕郡貴布祢神ニ從五位下ヲ授テ奉ル」

とあるからであります。

以上の考察によりまして、『神階記』の、

四月、阿蘇神ニ從四位下勳五等ヲ授ク」

という弘仁九年(八一八)以前の貴布祢社記事がみられます。

これについて『群書類題』は、

「類聚国史、日本紀略にもみえないけれども、日本後紀の逸文といえよう」

と述べています。

この記事の後半は信頼し得るものだと思います。

阿蘇神の神階についての六国史における初出は『続日本後紀』承和七年(八

四〇)四月丙寅の条の、

「肥後國從四位下勳五等健甞萬神ニ從四位上ヲ授ク」

という記事です。

その記事中に記されている昇進前の神階、即ち、

「從四位下勳五等」

は、弘仁十年(八一九)に授けられたと『神階記』が記す阿蘇神の神階と一致
します。

したがって『日本後紀』の逸文である可能性が高いと思われれます。

ところが、この記事の前半は信頼できません。

『神階記』は、全般的にいつて授位のことがあった場合、年と月とを記して

いますが、このみ「弘仁六年」とあつて年を記して月を記していません。

そうすると、この「六年」は「九年六月」の誤写ではなかったかという疑問

が生じてきます。

すなわち『日本紀略』弘仁九年六月癸酉の条に、同じ從五位下奉授について、

「山城國愛宕郡貴布祢神ニ從五位下ヲ授テ奉ル」

とあるからであります。

以上の考察によりまして、『神階記』の、

「弘仁六年(八一五)貴布祢神ニ從五位下ヲ授ク」

という記事は『日本後紀』の逸文だという『群書類題』の説は、否定されま

した。

しかし、それに続く阿蘇神の記事の出現により、『日本紀略』に採択されな

かつた『日本後紀』逸文が存在するということが明白となりました。

すると、現存する六国史のみを材料として貴布祢社の創建を考えられた星野

氏の説は、無理があつたということがいえましよう。

弘仁九年(八一八)以前に貴布祢社が存在したことを伝えた史料として『扶

桑略記』があります。

同書延暦十五年(七九六)の条に記して、

「造東寺長官從四位上藤原朝臣伊勢人、鞍馬寺ヲ造ル。則チ彼ノ寺ノ縁起ニ

云テ、伊勢人云ハク、我、勅命ヲ奉リテ東寺ヲ造ルト雖モ、私願、未ダ遂ゲ

其ノ勝地ヲ示サノコトヲ。夢ニ洛城之地ニ深山有ルヲ見ル。東西ハ高ク峙
（ツバダ）チテ、中ニ平地有り。洞水閑流シ、宜シク塵心ヲ洗フベシ。ココ
ニ老人、出テ来テ、即チ、相ヒ語リテ云ハク。汝、此ノ地、天下ニ甲（スグ
シ）タルヲ知り、道場ヲ建立シ、尤モ便宜ヲ得セシメシ。伊勢人間ヒテ云ハ
ク、仁ハ誰ガ人タルヤ。老人対（コタ）ヘテ云ハク、我シハ是レ王城鎮守貴
船明神也。汝ノ道心ニ感ジ、斯ノ勝地ヲ教ヘシ。其ノ夢、既ニ覺（サ）メ、
心神感動ス」
とあります。

同様の縁起が『伊呂波字類抄』所引『本朝文集』や『東宝記』裏書所引『鞍
馬寺縁起』にもみられます。

共通して記しているところは、延暦十五年（七九六）造東寺長官従四位上藤

原伊勢人が、貴船明神の告げによって鞍馬寺を建立した、ということでありま
す。

延暦十五年（七九六）当時、地主神として貴船神が機能している以上、新興
の社とは考えがたく、少なくとも奈良時代から続いた社とみてよいでありまし
う。

その時代は都が平城京で距離が遠く、貴布祢社は存在したが国家からの奉幣
はなく、平安時代になり都が平安京となって距離が近くなり、奉幣されるよう
になったと推察されます。

『延喜神名式』によりますと、当社は「名神大」社であり、かつ「月次・新
嘗の奉幣に預る」神社とされています。

また『延喜臨時祭式』によりますと「祈雨神八十五座」として登載されてい
る神社であります。

必ず列格しています。

これは賀茂の撰社であったからとは考えられませず、独立した祈
社であったからだとするのが妥当でありましょう。

そうしますと、中世以前のいつのころかに、貴布祢社は賀茂の撰
し「賀茂ノ撰社ナリ」ないし「賀茂ノ末社タリ」と記されるように
察いたします。

前述の弘仁九年（八一八）七月丙申の祈雨奉幣については、そ
（降雨）があつたことが『日本紀略』弘仁九年七月己未の条に記され
上したと記されています。

その後、天長十年閏七月、承和三年閏五月、同五年九月、同六年

六月、八月、同七年四月、六月、同八年四月、同九年三月、七月、
月、嘉承三年八月、仁寿二年七月、天安二年七月、貞観元年九月、
同九年九月、同十二年六月、同十五年五月、同十五年七月、同十七
月、元慶元年四月、六月、同二年六月、八月、同三年五月、同四年
年五月、七月、九月、仁和二年八月に、貴布祢社に対して祈雨また
奉幣がありました。

これら貴布祢社への朝廷からの奉幣使がたどった交通路を考えて
どうしても通らねばならないのが、賀茂社の神域でありました。

そこで、賀茂社神主の先導を得て山間の貴布祢に至ったものと推測
同じく祈雨止雨奉幣に預る丹生社の場合、朝廷からの奉幣使を大

が先導するという規程になっていたことから推察されるものであり、
同社について『延喜臨時祭式』に、

「凡ソ幣ヲ丹生川上神ニ奉ラバ、大和社神主使ニ隨ヒテ社ニ向カヒコシラ奉

レ

と記されています。

公的文書の下達上達の際しても、大和神社の仲介を必要としたことが『類聚

三代格』卷一所収の寛平七年（八九五）六月二十六日付けの『大政官符』によっ

て知られます。

しかも、同太政官符所引の大和社神主大和人成の解によりますと、大和社は

丹生社を「別社丹生川上雨師神」と称し、別社の扱いをしています。

『大倭神社注進状』にも「別社、丹生川上神社一座」とあって、別社の扱い

をしています。

大和社神主は、丹生奉幣使の道案内や、丹生社と中央との文書の上達下達の

仲介をしてきたため、丹生社を「別社」と称するに至ったと察せられます。

貴布祢社の場合も、都と貴布祢とを結ぶ線上に賀茂社があるわけでありませ

から、貴布祢奉幣使が賀茂社神主の道案内を受けていたと推測されます。

したがって、大和社神主が丹生社に対し別社と称していたように、賀茂社神

主も、上述のように貴布祢社を撰社あるいは末社と称していたと考えられます。

そこで、上賀茂社境内に貴布祢神が勧請され、同社では、山間の貴布祢社に

対しこれを「貴布祢乃新宮」と呼んでいました。

『永昌記』長治三年（一一〇六）四月十三日の条によりますと、賀茂別雷社

で失火があり、賀茂別雷社正宝殿の正体を「貴布祢乃新宮」に移したとありま

す。

この「貴布祢乃新宮」とは、山間の貴布祢まで運んだとは考えられず、賀茂

別雷社境内の貴布祢新宮であったと察せられます。

『永昌記』のこの日の記載によりますと、

「御体ヲ貴布祢ノ宝殿ニ移シ奉ル」

とあり、『百鍊抄』同日の条にも、

「御正体、貴布祢社ニ移シ奉ル」

とあります。

また、この事件を後に回顧した『中右記』元永二年（一一一九）十一月一日

の条にも、

「御正体、貴布祢社ニ渡シ奉ル所也」

とあります。

中央の『百鍊抄』『中右記』の筆者は、貴布祢の本社と上賀茂境内の「新宮」

とを区別する認識にはいたっていないが、情報が厳密に伝わっていないため

あって、『永昌記』筆者が記載したように貴布祢の「新宮」であるとみてよい

でありましよう。

ところで、長治の火災から六十年ほど前、貴布祢社（これは後述の『扶桑略

記』によりまして貴布祢本宮であること明らかであります）が、水害によって

流失するという事件が起きたのであります。

『百鍊抄』永承元年（一一〇四六）七月二十五日の条に記して、

「貴布祢社、水ノ為ニ流損ス」

とあるものであります。

その後、九年を経た天喜三年（一一五五）に再建されるのであります。

同書天喜三年四月二十六日の条に、

「貴布祢社、水ノ為ニ流損ス。他所ニ移シ立ツ」

と記されています。

そして、この年の五月には、朝廷からの奉幣使が派遣されました。

それにつきましては『扶桑略記』同年五月八日の条に記して、

「奉幣使ヲ賀茂・貴布祢両社ニ發遣ス。是レ即チ貴布祢本宮、水ノ為ニ流損ス。仍チ他所ニ移シテララレ之由也」

とあります。この貴布祢本宮の流失の朝廷への報告は、恐らく賀茂氏を介してなされたと思ひます。

また、朝廷による再建命令も賀茂氏を介してなされたであろうと思ひます。また実際の再建も、賀茂氏が尽力するところ大だつたろうと思ひます。そのことを踏まえて、朝廷は、貴布祢社のみではなく、賀茂・貴布祢両社奉幣としたのであらうと判断いたします。

これ以前より貴布祢の運営は独立したものではなかつたようでありまして、賀茂社に干渉される傾向となりつゝありました。

貴布祢社側の社務運営につきまして、朝廷としても不満があつたようであり

ます。

例えば『小右記』によりますと、同書治安四年（一〇二四）四月十二日の条に、

「檢非違使顯輔云、貴布祢社司申スニ云フ、明神ノ正体ハ御坐（オハシマ）サザル之由、雨ノ御禱（ミイノリ）ノ事ヲ仰セラレ之次（ツイデ）ニ申サシムト云々」

とあつて、貴布祢側の神体管理に手落ちがあつたと伝えていきます。貴布祢社流失の二十年前のことでもあります。

このような不満が朝廷にあつたところへ、社殿流失報告ならびに再建命令という事態が重なりまして、貴布祢社の運営を貴布祢社まかせにすることができなくなつてきまして、賀茂氏中心へと移行するにいたつたものと思われれます。

『中右記』嘉保二年（一〇九五）四月十五日の条に、賀茂行幸に際しての恩

賞のことが記されていますが、賀茂行幸の恩賞が与えられた者の中に、貴布祢

社の祢宣・祝の名がみられます。

しかも、そこに記された人名は、祢宣が従五位下賀茂県主成忠であり、祝が従五位下賀茂県主成氏であつたのであります。

両者とも賀茂氏なのであります。遅くともこの頃までに、貴布祢社の運営管理が賀茂氏へと移つていたと考えられるのであります。

賀茂行幸の恩賞が貴布祢社にまで及ぼされる例は、寛仁元年（一〇一七）にすでにみられます。

ただし、その時は貴布祢社の神職に対するのではなく、祭神に対するものだったため、当時の貴布祢社の中心的神職を賀茂氏が占めていたかどうかは定かではありません。

『日本紀略』寛仁元年（一〇一七）十二月一日の条に記して、

「乙丑、詔スラク貴布祢・片岡・河合ノ神等三正二位ヲ授ク。行幸之賞ニ依リテ也」

とあるものであります。

片岡社と河合社は、従来から賀茂の撰社でありますから、賀茂行幸の恩賞をこうむつてもおかしくはありません。

しかし、全く別個の独立した神社である貴布祢社までが賀茂行幸の恩賞対象になつたのであります。

このことから考えまして、その頃には貴布祢社の経営が賀茂氏に移りつゝあつたとみられます。

この寛仁元年（一〇一七）段階で、貴布祢社の独立性がかなり失われたようでありまして、その二年前に、その兆候があつたのであります。

寛弘二年（一〇一五）の状況を示すものが、次の『小右記』の記事であります

同書寛弘二年（一〇一五）四月二十日の条に記して、

「丁酉、幣ヲ賀茂ニ奉ル。今年始メテ貴布祢ニ奉幣ス。賀茂社司申スニ依ル

也」

とあります。

これ以前、貴布祢社へは必ず独立して奉幣がなされることになっていたのでありますが、同社が山間僻遠の地にあるところから、奉幣使は貴布祢社の幣帛を賀茂社に伝達を依頼し帰つてしまふのが慣例となっていました。

奉幣使が山間の貴布祢を厭い、賀茂社にゆだね現地への参進を略しますのに、賀茂社側からの申し出もあつたことでありましたが、そのような奉幣使にとつて都合のよい略儀は、賀茂社におけるところの状況の変化により、急変する性格のものであります。

そしてこの時、賀茂社司の申すに依りその注進をいれて、奉幣使が山中の貴布祢まで初めて行くこととなつた、というのがこの史料の意味するところでありましょう。

貴布祢社に対する賀茂社の発言力は、このころにすでに強くなつていゝのでありまして、貴布祢社祭神の神位昇階につきましても、賀茂行幸の日になさしめるほどなつていました。

ということは、貴布祢社の賀茂撰社化の基礎が一条天皇のこの頃に固まつていたということなるでありましょう。貴布祢社流失後の報告と再建命令伝達、ならびに再建実務において賀茂氏が尽力したことを契機として、貴布祢社が賀茂の撰社化していつたと跡付けられると思ひます。